第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇―八四一四・四〇	第八四〇一・一〇号から第八四一四・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四一四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・五一	第八四一四・五一号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一四・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・五九	第八四一四・五九号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・五九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・六〇	第八四一四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一四・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・八〇	第八四一四・八〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・九〇	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・一〇―八四一五・八三	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・九〇―八四一七・九〇	第八四一五・九〇号から第八四一七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号から第八四一七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・一〇―八四一八・四〇	第八四一八・一〇号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・一〇号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・五〇―八四一八・六九	第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・九一	第八四一八・九一号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・九九	第八四一八・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一八・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・一九	第八四一九・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一九・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・二〇―八四一九・八九	第八四一九・二〇号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・二〇号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・九〇―八四二一・一九	第八四一九・九〇号から第八四二一・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号から第八四二一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二一・二一	第八四二一・二一号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四二一・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四二一・二二―八四二二・九九	第八四二一・二二号から第八四二二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・二二号から第八四二一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一一	第八四二二・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四二二・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一九―八四二二・二〇	第八四二二・一九号若しくは第八四二二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一九号又は第八四二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・三〇―八四二二・四〇	第八四二二・三〇号若しくは第八四二二・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・三〇号又は第八四二二・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・九〇―八四三三・一一	第八四二二・九〇号から第八四三三・一一号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・九〇号から第八四三三・一一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三三・一九	第八四三三・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四三三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三三・二〇―八四三三・六〇	第八四三三・二〇号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・二〇号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三三・九〇	第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四三三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・二四―八四・四二	第八四・三四項から第八四・四二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・三四項から第八四・四二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四三・一一―八四四三・三九	第八四四三・一一号から第八四四三・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・一一号から第八四四三・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四三・九一―八四四七・一二	第八四四三・九一号から第八四四七・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・九一号から第八四四七・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四七・二〇	第八四四七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四四七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四七・九〇―八四四九・〇〇	第八四四七・九〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四七・九〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四五〇・一一―八四五〇・一九	第八四五〇・一一号から第八四五〇・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四五〇・二〇	第八四五〇・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四五〇・九〇	第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。